

高島市におけるブロック塀撤去補助の支援制度説明資料

| | |
|-------|---|
| 事業名 | ブロック塀撤去事業 |
| 事業の内容 | <p>◎趣旨 地震発生時における人的被害の防止および避難経路の確保を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、避難路沿道等に面するブロック塀等の撤去工事を実施する者に対し、補助を行う。</p> <p>◎補助対象物 コンクリートブロック、レンガおよび石等による組積造の塀および土留め(基礎部分のコンクリート等を含む) ※詳細は下記のイラストのとおり</p> <p>◎避難路等 住民が避難する際に通る道路の沿道または避難地に隣接する敷地 ※避難路等に当てはまるかどうかは都市政策課にご確認ください</p> <p>◎補助金額 撤去費用の3分の2(限度額10万円)</p> |

<詳細は下記の広報掲載記事をご覧ください>

危険なブロック塀は撤去しましょう

平成30年6月に大阪北部を震源とする地震が発生し、ブロック塀倒壊により、尊い人命が失われました。これを受けて市では、地震発生時における人的被害の防止および避難経路の確保を図り、地震に強いまちづくりを進めていきたいと考え、本年度から倒壊する危険のあるブロック塀等の撤去のための補助制度を新設しました。

▼補助対象物(次のすべてに該当するもの)

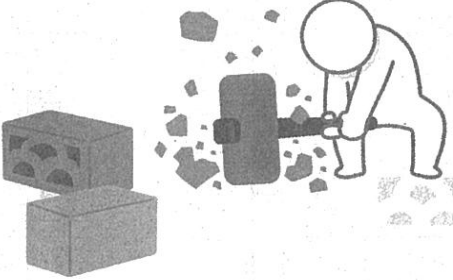
- ブロック塀等の高さ、60cm以上のもの
- 地震などで倒壊する危険のあるもの
- 避難路の沿道、または避難地に隣接する敷地で、倒壊した場合に道路の通行に影響を及ぼす恐れがあるもの
- 撤去に関して他の制度などで補助金の交付を受けられないもの

▼主な対象者

- 市内に存在するブロック塀等の所有者
- 補助対象のブロック塀等を撤去する方 など

▼補助金額

- 撤去費用の3分の2(限度額10万円)



閩都市政策課

☎(25) 8571

2019.5月号